

神奈川県競輪組合の競輪事業について

1 経緯

神奈川県競輪組合、その構成団体である神奈川県、横浜市及び横須賀市は、本年4月、厳しい経営環境にある神奈川県競輪組合の経営改善方策及び今後のあり方について、専門的な視点から検討を行うため、有識者による「神奈川県競輪組合あり方検討委員会」を共同で設置しました。同委員会では、6回の委員会と3回の経営改善検討部会を開催して検討を重ね、平成21年9月18日、検討結果をとりまとめた報告書が、神奈川県競輪組合及び構成団体に対して提出されました。

この委員会の報告を踏まえ、今後の見直し方針について、神奈川県競輪組合及び構成団体で十分に協議を重ねた結果、次のとおり、競輪事業を縮小した上で継続することで合意しました。

2 競輪事業の見直し方針

(1) 花月園競輪場での競輪開催の廃止

花月園競輪場での競輪開催は、累積赤字の一層の拡大を招くことが避けられないため、平成21年度をもって廃止する。

(2) 川崎競輪場及び小田原競輪場での借上開催の継続

川崎競輪場及び小田原競輪場での借上開催については、サテライト横浜及びサテライト水戸の管理施行とあわせて継続する。

借上開催実施に当たっては、自転車競技法第17条によるJKA（競輪振興法人）への交付金特例制度を活用し、5年間（平成22年度～26年度）の交付金の支払い猶予及びGⅢ（開設記念競輪）クラスの競輪開催を柱とした経営改善の取組について、今後、国に協議するとともに、借上场管理者である川崎市及び小田原市、その他関係機関と調整する。

(3) 構成団体の財政負担

5年間の特例期間終了後は、神奈川県競輪組合が引き続き競輪事業を円滑に実施し、累積債務を着実に解消できるよう、平成27年度以降、構成団体として必要な財政措置を講ずる。

3 見直しの効果

(1) 競輪事業収益の確保と累積債務の縮減

多額の経費がかかる花月園競輪場での開催を廃止し、川崎・小田原競輪場での借上開催に特化するとともに、JKA交付金特例制度を活用したGⅢクラス競輪の開催が可能となれば、特例期間中の5年間で、累積債務を大幅に縮減（約19億円）するとともに、特例期間中に猶予されたJKA交付金の返済に備える基金の積立（約13億円）が可能と見込まれる。

- ・花月園関係残債務の返済：約13億円
 - ・単年度黒字による累積赤字削減：約6億円
 - ・基金積立額：約13億円
- } 計 約19億円

(2) 累積債務の計画的解消

競輪事業を全面的に廃止し、神奈川県競輪組合を解散した場合には、構成団体が、多額の累積債務を直ちに負担することになるが、神奈川県競輪組合が事業継続することにより、複数年度での計画的な累積債務解消が可能となる。

4 今後の対応

神奈川県競輪組合を中心に他の構成団体と協調し、見直し方針に基づいて、花月園競輪の円滑な廃止と借上開催の継続（JKA交付金猶予及びGⅢクラス競輪開催）に向け、国をはじめ関係機関等との調整を進める。

【参考】川崎・小田原競輪場借上開催収支見通し

(単位：百万円)

← 特 例 期 間 (G Ⅲ 開 催) →

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
歳入総額 A	9,005	8,890	8,312	8,393	7,814
勝者投票券売上金	8,478	8,562	7,978	8,062	7,478
受託場外発売収入	25	25	25	25	25
サテライト管理収入	111	111	117	117	124
その他収入	391	192	192	188	187
歳出総額 B	8,788	8,812	8,250	8,240	7,708
払戻金	6,345	6,408	5,970	6,034	5,596
JKA交付金 (5年間猶予総額 約13億円)	24	24	22	23	21
その他流動経費	1,008	1,051	988	978	915
固定経費	691	694	689	694	689
管理経費	25	25	25	25	25
借入金利子(累積赤字分)	54	51	51	50	48
花月園関係残債務(約13億円)	443	359	355	86	14
基金積立金※	200	200	150	350	400
単年度収支 (A-B) (5年間累計 約6億円)	217	79	62	153	106
実質収支(累積赤字) (21年度末▲5,354百万円)	▲5,137	▲5,059	▲4,997	▲4,844	▲4,738
※ 基金残高	200	400	550	900	1,300

※ 特例期間中に猶予されたJKA交付金の返済に備え、基金の積立を行う(約13億円)